

大阪市における児童虐待対策の強化に向けて(提言)
にかかると策の実施状況一覧表(平成27年度)

目次

	ページ
1 児童虐待防止の機運醸成と子育て支援	1
(1) 児童虐待に関する相談や通告がしやすい環境づくり	1
広報・啓発の強化	1
市民への啓発	1
子育て中の保護者への啓発	1
こども自身が相談しやすい環境づくり	2
教育相談の充実	2
相談窓口の周知	2
インターネットを活用した相談	2
(2) 子育て家庭に対する情報提供と支援	3
子育て支援情報の効果的な提供	3
子育て支援情報紙の提供	3
市HPでの子育て支援情報の発信	3
保育所における情報提供	3
学校園における情報提供	3
子育て支援施策の充実	4
すべての保護者への育児不安等への対応	4
保育所における子育て家庭への支援	4
学校園での子育て家庭への支援	5
子育てや家庭教育を支援する人材育成	5
家庭の状況やニーズに応じた子育て支援	5
支援の必要な家庭への対応	5
発育・発達等の相談、指導の実施	5
関係機関と区子育て支援室との連携	5
2 児童虐待の発生を予防し、早期に発見、対応する体制づくり	6
(1) 関係機関の機能強化と役割分担・連携の推進	6
区子育て支援室の機能強化	6
区子育て支援室の体制強化	6

区子育て支援室の職員の専門性の向上	6
区子育て支援室と関係部署の連携の強化	6
こども相談センターと区子育て支援室の役割の明確化と連携強化	6
区子育て支援室とこども相談センターの役割の明確化	6
区子育て支援室とこども相談センターの連携	6
こども相談センターの職員の専門性の向上	6
こどもや保護者に関わる関係機関の取組みの強化	7
子育て支援施設職員等のスキルの向上	7
虐待ケースにかかる地域との連携	7
医療機関への働きかけ	7
(2) 地域における支援者の活動の推進	7
民生委員・児童委員の役割が発揮しやすい連携づくり	7
民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の周知	7
保育所、学校園と民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	7
(3) 地域におけるネットワークの強化	8
区要保護児童対策地域協議会の機能強化	8
区要保護児童対策地域協議会の機能強化	8
地域におけるネットワークの活性化	8
地域団体間のネットワークの活性化	8
関係機関の連携内容の整理と可視化	8
3 虐待に至った家庭の家族機能の回復と虐待を受けたこどもの自立支援	9
(1) 家庭支援の充実	9
虐待に至った保護者の地域における支援	9
虐待ケースへの地域の支援	9
区要保護児童対策地域協議会における虐待ケースの進行状況の確認	9
親子関係の再構築支援の充実	9
施設入所児童の家庭復帰の促進	9
区子育て支援室の体制強化	9

(2) 社会的養護体制の充実	10
家庭的養護の推進	10
小規模グループケアの整備促進	10
里親の開拓及び支援	10
ファミリーホームの整備促進	10
社会的養護のもとで育ったこどもの自立支援	11
児童養護施設等における心理的援助強化の実施	11
児童養護施設等における学習支援の実施	11
一時保護所における学習支援の実地	11
社会的自立支援の実施	11
就労支援の実施	11

1 児童虐待防止の機運醸成と子育て支援

(1) 児童虐待に関する相談や通告がしやすい環境づくり

広報・啓発の強化

<p>主な提案</p>	<p>・児童虐待の発生予防の大切さについて、民間企業・団体等の協力も得ながら多様な広報手段を活用し、様々な機会を捉えて啓発を行うことが大切である。 ・児童虐待の通告義務や、通告者の秘密は守られることを周知することで、通告に対する市民の意識を高める必要がある。また、通告は声にならないSOSを発している家庭を適切な支援につなぐ第一歩であることを積極的に周知する必要がある。 ・子育て中の保護者に対して、通告は子どもや自分の子育てを、社会全体で見守り支えようとする仕組みの一つであるということを積極的に伝えることが重要である。</p>					
<p>広報・啓発の強化</p>	<p>項目</p>	<p>取組名</p>	<p>平成27年度取組内容(実績)</p>	<p>備考</p>	<p>進捗状況</p>	<p>担当課</p>
	<p>市民への啓発</p>	<p>オレンジリボンキャンペーン</p>	<p>・11月2日(月)大阪市・大阪府・堺市合同オープニングキャンペーン(広報) ・11月1日(日)セレッソ大阪との協働イベント ・1月29日(金)児童虐待防止研究集会 ・各区でも広報活動を実施(市作成のチラシ・啓発グッズ等を区民まつりやフェスタ、庁舎や駅商店街で配布。保健福祉センターでの乳幼児健診や子育て支援者研修などで配布)</p>	<p>市民一人ひとりに、まわりの子どもたちに関心を持ってもらい、児童虐待防止のために、自分に何ができるのかを考えてもらう事で、児童福祉の向上に向けて、市民が気づき、関心を持ち、行動することを呼びかける。</p>	<p>継続</p>	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課</p>
	<p>子育て中の保護者への啓発</p>	<p>クレオ大阪子育て館における情報提供</p>	<p>市政改革プランに基づき、子育ていろいろ相談センターは平成27年3月末をもって施設廃止した。 平成27年4月からは、子育て支援と男女共同参画を一体的に推進する機能を有するクレオ大阪子育て館として、「おおさか子育てネット」やクレオ情報紙により情報提供している。</p>		<p>継続</p>	<p>こども青少年局 子育て支援部 管理課</p>
		<p>オレンジリボンキャンペーン <再掲></p>	<p>・11月2日(月)大阪市・大阪府・堺市合同オープニングキャンペーン(広報) ・11月1日(日)セレッソ大阪との協働イベント ・1月29日(金)児童虐待防止研究集会 ・各区でも広報活動を実施(市作成のチラシ・啓発グッズ等を区民まつりやフェスタ、庁舎や駅商店街で配布。保健福祉センターでの乳幼児健診や子育て支援者研修などで配布)</p>	<p>市民一人ひとりに、まわりの子どもたちに関心を持ってもらい、児童虐待防止のために、自分に何ができるのかを考えてもらう事で、児童福祉の向上に向けて、市民が気づき、関心を持ち、行動することを呼びかける。</p>	<p>継続</p>	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課</p>

こども自身が相談しやすい環境づくり

主な提案	<p>・こども自身が児童虐待に対する正しい知識を持ち、教職員や相談窓口などに打ち明けたり助けを求めたりできるよう、学校教育活動全体を通じた取り組みを進めていく必要がある。 ・小・中学校・高等学校においては、こどもたちが困ったときや悩んだときはいつでも相談できるよう、安心して相談できる場だというメッセージを伝えながら、相談窓口を周知する取り組みを創意工夫し行っていくことが大切である。 ・こどもにとってもインターネットは身近な情報入手の手段となっていることから、インターネットで、こどもに向けて児童虐待に関する相談窓口等の情報を提供することも有効である。</p>					
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
こども自身が相談しやすい環境づくり	教育相談の充実	教育相談	センターでの来所教育相談とともにサテライトでの出張教育相談や24時間365日対応のメール、電話教育相談を実施するなど、こども自身が相談しやすい相談体制を整備し、問題の未然防止や早期発見、早期解決に努めた。		継続	こども青少年局 こども相談センター
	相談窓口の周知	周知カードの配付	相談窓口を周知するためのカードを作成し、市立小中学校及び特別支援学校(小学部・中学部・高等部)の在籍者に配布した。		継続	こども青少年局 こども相談センター
	インターネットを活用した相談	児童虐待メール相談	大阪市のホームページのこども青少年局のトップページにバナーを立ち上げ、メールの相談ができるよう設置している。(こども専用ではない)		継続	こども青少年局 こども相談センター

(2) 子育て家庭に対する情報提供と支援

子育て支援情報の効果的な提供

<p>主な提案</p>	<p>・子育て支援サービスに関する情報提供は、インターネットや携帯サイトなどの活用や、スーパーマーケットなど市民がよく利用する場所での提供など、だれでもが情報を得やすい提供の方法を工夫する必要がある。 ・「子育ていろいろ便利帳」は、必要とする情報をできるだけ簡単に検索できるよう、視覚的に分かりやすい誌面づくりを工夫する。民生委員・児童委員、主任児童委員など地域における支援者に配付してもらうなど、情報を必要とする子育て家庭に必要なときに渡せるように工夫する必要がある。 ・情報紙などで子育て支援情報を提供する際には、子育てに対して前向きに取り組んでいる保護者の姿を紹介し、子育ての喜びや楽しさを伝えるようなメッセージを積極的に伝えることも大切である。 ・保育所や学校園などこどもに日常的に関わる機関は、こどもの年齢や各家庭の状況に応じて、保護者に対して適切な時期に適切な情報を提供しよう努める必要がある。</p>					
	<p>項目</p>	<p>取組名</p>	<p>平成27年度取組内容(実績)</p>	<p>備考</p>	<p>進捗状況</p>	<p>担当課</p>
<p>子育て支援情報の効果的な提供</p>	<p>子育て支援情報紙の提供</p>	<p>子育ていろいろ便利帳の無料配布</p>	<p>子育ていろいろ便利帳について、区役所における妊娠届時や転入時の配布等により、本市の子育て支援制度や施設の周知に努めた。平成27年度には改訂版を発行した。</p>		<p>継続</p>	<p>こども青少年局 子育て支援部 管理課</p>
		<p>子育ていろいろ便利帳の内容を本市ホームページに掲載</p>	<p>子育ていろいろ便利帳の掲載内容を本市ホームページに掲載することにより、子育ていろいろ便利帳をお持ちでない方や見当たらない場合でも、閲覧していただけるようにした。</p>		<p>継続</p>	<p>こども青少年局 子育て支援部 管理課</p>
		<p>各区における子育て支援情報紙の発行</p>	<p>各区の子育て支援室が中心となって、区内の子育て支援情報をタイムリーに提供するための情報紙を発行した。各区の実情に応じて、分かりやすく情報提供する内容となっている。</p>	<p>平成25年度より、区に予算を移管し、区事業として実施している。</p>	<p>継続</p>	<p>こども青少年局 子育て支援部 管理課</p>
	<p>市HPでの子育て支援情報の発信</p>	<p>「親力アップサイト」の更新</p>	<p>家庭教育に関する情報を大阪市HP「親力アップサイト」、携帯版サイト「大阪CITYNAVI」に掲載した。(平成27年度はコラム4本更新)</p>		<p>継続</p>	<p>教育委員会 事務局 生涯学習担当</p>
	<p>保育所における情報提供</p>	<p>保育所だより・クラスだよりによる情報提供</p>	<p>季節に応じた「感染症情報、予防対策」等の提供や「食育の取り組み」の紹介、また「こどもの日々の状況」等の紹介を行い、保護者に対しこどもに関心を深めてもらうよう取り組みを行った。</p>		<p>継続</p>	<p>こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 保育企画課</p>
		<p>懇談会(年齢別・個人別)の実施</p>	<p>こどもの日々の姿を理解してもらおうと共に、各家庭での育児等の悩みについて助言をしたり、一緒に考えたりしながら、家庭での子育てに繋げてもらうよう実施した。また、クラス別に話し合う事で、保護者どうしが共に子育てする仲間としてつながりをもつ機会になるよう意識して行った。</p>		<p>継続</p>	<p>こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 保育企画課</p>
	<p>学校園における情報提供</p>	<p>子育て支援に関する情報提供</p>	<p>保護者会や懇談会、学校園からの通信などさまざまな機会を通して、子育て支援に関する情報を提供した。また、個々の状況に応じて相談機関等の紹介などを行った。</p>		<p>継続</p>	<p>教育委員会 事務局 生活指導G</p>
		<p>生涯学習ルーム事業・はぐくみネット事業における生涯学習推進員及びはぐくみネットコーディネーターへの情報提供等を通じた啓発</p>	<p>市内の各小学校区で活動している生涯学習推進員やはぐくみネットコーディネーターへ研修等の情報提供を行い、児童虐待防止等に関わる研修への参加を促した。実際に小学校に入り関わっている生涯学習推進員やはぐくみネットコーディネーターへの啓発活動を行うことによって、児童虐待防止等に関する気づきや意識づけが、地域でこどもを見守り育てることにつながっていき、結果として児童虐待等の抑止力への効果が期待される。(生涯学習ルーム事業、はぐくみネット事業は市内の全校区で実施。)</p>		<p>継続</p>	<p>教育委員会 事務局 生涯学習担当</p>

子育て支援施策の充実

主な提案	・乳児家庭全戸訪問事業と3か月児健康診査を通じて、すべての乳児と保護者の心身の健康確認と育児不安などへの対応を行うよう努められたい。一定期間を越えても連絡がつかず、乳児の健康状態が確認できない場合は、区要保護児童対策地域協議会のケースとして登録し、状況の把握を行うべきである。 ・乳児健康診査などほとんどの保護者と接触できる機会に、ひきこもりがちになっている保護者に対しては、子育て支援サービスの利用や交流の場への参加をはたらきかけることが重要である。 ・保育所や学校園においては、保護者会やPTA活動などを通じての子育てや家庭教育に関する学習機会の提供や子育て支援情報の提供など、子育て家庭を支援する取組みを更に積極的に行っていく必要がある。					
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
子育て支援施策の充実	すべての保護者への育児不安等への対応	母子訪問指導事業・乳児家庭全戸訪問事業	3か月児健康診査を受けるまでの乳児のいる家庭に、できるだけ早期に、保健師または助産師が訪問し、育児不安や悩みの軽減に努め、適切なサービスにつないでいる。		継続	こども青少年局 子育て支援部 管理課
		3か月児健康診査	各区保健福祉センターにおいて集団形式で実施しており、診察だけでなく予診・集団指導・個別指導などの場面を通して養育状況や発育状況などを把握し、育児不安など養育支援が必要な家庭には健診後も継続的な支援を行っている。平成27年度は97.0%の受診率であった。		継続	こども青少年局 子育て支援部 管理課
		子ども・子育て見守り推進事業	各区保健福祉センターが乳幼児健診未受診者に電話・訪問・文書による状況把握をした結果、連絡のとれない家庭に地域の支援者による見守りを行っている。		継続	こども青少年局 子育て支援部 管理課
		家庭教育充実促進事業(講座)の実施	家庭教育のより一層の充実および促進を進め、広く家庭教育に関する知識や理解を深めるための講座を実施。(平成27年度は2講座実施)	講座は、テーマに興味関心のある市民全般を対象としている。	継続	教育委員会 事務局 生涯学習担当
	保育所における子育て家庭への支援	保護者との日常的な連携	日常的な関わりや日々のおたより帳等を通して、こどもの様子を伝え合ったり、子育ての悩み等について具体的な方法を助言したりする事で、子育ての不安感や負担感の軽減に努める。また必要に応じて子育てに関する講座の開催及び個別には家庭訪問を実施。日々の保護者の言動から些細な変化に気づき、必要に応じた助言や援助を行うように努める。また、保育所だけでなく様々な関係機関とつながり、多角的な支援や見守りができる体制づくりに努める。		継続	こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 保育企画課
		保育参観・保育参加	保育所でのこどもの様子を見たり、生活や遊びを経験することで、保育士等のこどもへの具体的な関わりの方法を知り、家庭での子育てに繋げる。こどもの育ちに適した具体的な遊びを知り、その遊びを一緒に楽しみ、家庭でその遊びを親子で共有できるように援助することで、子育ての楽しさや喜びを感じることが出来る機会にする。		継続	こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 保育企画課
		地域交流	地域の子育て家庭を保育所行事に招待したり、所庭を開放して一緒に遊ぶなど、こども同士や親同士の交流する場を設けるとともに、子育てに関する相談を受け、子育ての不安感や負担感の軽減を図る。相談内容によっては適切なサービスの紹介や関係機関に繋ぐ。		継続	こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 保育企画課
		子育て相談	電話にて、地域の子育て家庭からの相談を受け、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図るよう努めるとともに、相談内容によっては適切なサービスや関係機関に繋ぐ。		継続	こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 保育企画課

大阪市における児童虐待対策の強化に向けて(提言) - 平成27年度施策の実施状況一覧表

子育て支援施策の充実	学校園での子育て家庭への支援	子育て支援・家庭教育に関する研修会・講演会等の実施	各学校園において、PTAの活動等と連携しながら、家庭教育に関する研修会や講演会を実施した。また地域で行われる講演会・学習会等の周知を行った。		継続	教育委員会事務局生活指導G
		PTA研修の実施	単位PTA会員を対象に、社会的課題等についてテーマを設定し、学習する。(平成27年度は、5つの研修を実施。)	大阪市PTA協議会に委託	継続	教育委員会事務局生涯学習担当
	子育てや家庭教育を支援する人材育成	ファミリー・サポート・センター事業	こどもを預けたい市民(依頼会員)と預かりたい市民(提供会員)に登録会員制で相互援助活動していただくファミリー・サポート・センター事業は、平成27年度は登録会員数4,619人に達し、活動件数は19,093件であった。		継続	こども青少年局子育て支援部管理課
		「親力アップサポーター」の養成・研修	子育てグループやPTAなど地域の団体からの要望に応じて子育てについて地域で交流し、考え、ともに学びあう活動を推進するファシリテーターの養成および実践研修を実施。		継続	教育委員会事務局生涯学習担当

家庭の状況やニーズに応じた子育て支援

主な提案	<p>・妊娠・出産から乳幼児期の子育て支援は、医療機関と行政機関(保健分野、子育て支援を担当する部署)が連携し、リスクが高いと判断される家庭に特に配慮しながら、継続的な支援を行う必要がある。さらに、必要に応じて、生活支援を担当する部署とも連携し、家庭の状況に応じた適切なサービスにつないでいく必要がある。</p> <p>・発育・発達等の問題に関わって医師や保健師などによる相談や指導を行う際に、こどもの障がいへの対応だけでなく、不安を抱える保護者のケアについても丁寧に対応することが必要である。</p> <p>・保育所や学校園、または生活保護やひとり親家庭支援を担っている部署などは、児童虐待のリスク要因は家庭環境の変化に応じて生じる可能性があることに留意しつつ、必要に応じて区子育て支援室と連携し、こどもや保護者の支援を行う必要がある。</p>					
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
家庭の状況やニーズに応じた子育て支援	支援の必要な家庭への対応	妊産婦訪問指導	妊娠・出産に関する不安や悩みのある支援の必要な妊婦・産婦の家庭に、保健師または助産師が訪問し、安心して出産・育児が迎えられるように支援している。		継続	こども青少年局子育て支援部管理課
		出産前小児保健指導事業	20歳未満の妊婦を対象に、産婦人科医と小児科医の連携のもとに、小児科による育児に関する個別の保健指導を受ける機会を提供するとともに、生まれてくるこどものかかりつけ医の確保も目指し、出産後の育児の軽減を図っている。		継続	こども青少年局子育て支援部管理課
		産後ケア事業	出産後、退院直後に体調不良や育児不安があり、家族などから援助が受けられない方に対し助産所や産科医療機関で行うショートステイやデイケアの利用を通じて、母親への心身のケアや育児のサポートをすることにより、産後も安心して子育てできる支援体制の充実を図っている。	平成27年10月事業開始	新規	こども青少年局子育て支援部管理課
	発育・発達等の相談、指導の実施	乳幼児発達相談事業	乳幼児健康診査において、身体上及び精神発達上の追跡観察を必要とする乳幼児に対し、適切な時期に健康診査を行いフォロー体制の強化を図っている。		継続	こども青少年局子育て支援部管理課
		4・5歳児発達相談	4・5歳児を対象に軽度発達障がいの早期発見・早期対応とともに、2次的な適応障がいの予防や子育て支援を行い、診断・療育機関の紹介や養育者への支援を行っている。 平成27年度相談件数 のべ571件		継続	こども青少年局子育て支援部管理課
	関係機関と区子育て支援室との連携	関係機関との情報共有・ケース会議等の開催	日常的に区子育て支援室等と連携し、配慮を要する子どもや家庭に関する情報を共有し、対応に努めた。また、必要に応じて学校・関係機関が連携したケース会議等を開催した。		継続	教育委員会事務局生活指導G

2 児童虐待の発生を予防し、早期に発見、対応する体制づくり

(1)関係機関の機能強化と役割分担・連携の推進

区子育て支援室の機能強化

主な提案	<ul style="list-style-type: none"> 区子育て支援室の職員の専門性の向上と体制の充実を図っていく必要がある。 区子育て支援室の職員に対して実施している基礎的かつ実践的な研修を、内容を更に充実し継続して行うことで、調整機関としてのコーディネート力を培っていくことが重要である。 区子育て支援室は、保健を担当する部署との一層の連携を図り、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない、きめ細かな支援を更に充実していく必要がある。 区子育て支援室において受理し、進行管理台帳に登録したケースの定期的な支援の見直しを行うと共に、区子育て支援室とこども相談センターでケース情報の共有が図れるようシステム化を図る。 					
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
区子育て支援室の機能強化	区子育て支援室の体制強化	子育て相談や支援の充実	区子育て支援室では、児童虐待担当者や保育士、家庭児童相談員等がこどもに関するさまざまな相談に応じているほか、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行っている。	平成24年度に全区に保育士係員を配置し、体制を強化した。	継続	こども青少年局 子育て支援部 管理課
	区子育て支援室の職員の専門性の向上	専門研修の実施	区子育て支援室の職員を対象としたスキルアップ研修を実施した。 実施回数:4回		継続	こども青少年局 子育て支援部 管理課
	区子育て支援室と関係部署の連携の強化	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童等への支援に関わる関係機関(福祉、保健、医療、教育など)を構成員とする要保護児童対策地域協議会を運営し、情報交換のための会議を開催することで、関係機関のスムーズな連携を図り効果的な支援に努めている。 ・代表者会議 全区で24回 ・実務者会議 全区で364回 ・個別ケース検討会議 全区で1,441回		継続	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課

こども相談センターと区子育て支援室の役割の明確化と連携強化

主な提案	<ul style="list-style-type: none"> こども相談センターと区子育て支援室の役割分担を進め、それぞれの機能を十分生かせるような機能的な仕組みをつくっていく必要がある。また、区子育て支援室は、区で提供できるサービスや地域の社会資源を活用し、児童虐待の発生予防・早期発見に取り組むとともに、在宅で支援が可能なケースについては継続的な支援を行う必要がある。 こども相談センターの職員が、児童家庭相談における専門機能として、緊急かつ高度な対応や、区子育て支援室の後方支援を適切に行えるよう、外部研修の活用などにより一層の専門性の向上を図っていく必要がある。 					
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
こども相談センターと区子育て支援室の役割の明確化と強化	区子育て支援室とこども相談センターの役割の明確化	「関係機関の役割(表)と連携についての関係図」の作成	児童虐待対応における関係機関等の主な役割(表)とこどもと子育ての状況に応じた関係機関等の対応図を作成し、大阪市HPに掲載している。		継続	こども青少年局 企画部 経理・企画課 企画G
	区子育て支援室とこども相談センターの連携	児童相談システムの再構築	こども相談センターで使用している児童相談システムを各区でも使用できるよう再構築し、子育て支援室とこども相談センターで児童虐待情報の一元化を図っている。(平成24年度に完了)		完了	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 こども相談センター
	こども相談センターの職員の専門性の向上	人材育成	職員の専門性の向上をはかるため、子どもの虹情報研修センターの実施する専門研修等外部研修への参加と(8件・9名)とこども相談センター内部での現任研修(30回実施)を実施した。		継続	こども青少年局 こども相談センター

大阪市における児童虐待対策の強化に向けて(提言) - 平成27年度施策の実施状況一覧表

こどもや保護者に関わる関係機関の取組みの強化

主な提案						
・子育て支援施設職員や保育士、教職員は、保護者やこどものサインを敏感に察知し、状況に応じた支援ができるよう、職員研修の機会などを活用して支援者としてのスキル向上を一層図る必要がある。 ・こどもをめぐる問題について、保育所や学校園だけでは対応が難しい場合には、区要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議で支援を検討するなど、積極的に地域の協力を得るようになる必要がある。 ・医療機関においては、児童虐待対応にかかるシステム構築や児童虐待へのマニュアルの作成が望まれる。そのためにも、医療機関に対して虐待の発見・通告を促すようはたらきかけるとともに、一層連携を深めていくことが必要である。						
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
こどもや保護者に関わる関係機関の取組みの強化	子育て支援施設職員等のスキルの向上	家庭支援講座の開催(保育所職員研修)	保育者の専門性を生かした、保育相談支援の意義や相談援助技術について学ぶと共に、保護者の子育て困難な状況を把握し、不適切な養育等について、その捉え方や対応を学んだ。 研修会 - (公3回・民間委託分5回) 参加人数 - (公216名・民296名)		継続	こども青少年局 保育施策部 保育企画課
		教職員研修会の開催	校園長・養護教職員・校園内委員会代表のそれぞれを対象にした研修会を開催し、児童虐待の早期発見・早期対応に向けた教職員の共通理解を図り、関係機関との連携や組織的な対応を推進した。		継続	教育委員会 事務局 生活指導G
	虐待ケースにかかる地域との連携	第三者専門家チーム構成員・スクールソーシャルワーカーの派遣	要請のあった学校園に第三者専門家チーム構成員やスクールソーシャルワーカーを派遣し、個々のケースに応じて、専門的な見地からの助言を行った。(17回)		継続	教育委員会 事務局 生活指導G
	医療機関への働きかけ	医療機関との連携強化	協力医療機関虐待担当者連絡会を開催し、医療機関との連携の強化を図った。		継続	こども青少年局 こども相談センター

(2) 地域における支援者の活動の推進

民生委員・児童委員の役割が発揮しやすい連携づくり

主な提案						
・支援を求める保護者が民生委員・児童委員、主任児童委員に相談しやすい環境づくりを進める必要がある。 ・児童虐待の相談・通告時に、民生委員・児童委員、主任児童委員に対して、区子育て支援室の担当者が個人情報を提供して調査などの依頼を行う場合の具体的な方針の明確化を図る必要がある。 ・保育所や学校園は、民生委員・児童委員、主任児童委員との日常的な連携を強化し、信頼関係を構築するとともに、地域におけるこどもや子育て家庭を取り巻く現状を共通理解できる場をもつことも検討されたい。						
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
民生委員・児童委員の役割が発揮しやすい連携づくり	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の周知	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関するポスターの作成・掲示	児童委員、主任児童委員が地域で取組んでいる子育て支援活動を紹介するポスターを作成し、全委員に配布して自宅等での掲示を依頼。また、児童虐待の通報先等も掲載(平成24年度に4,500枚を作成)		継続	こども青少年局 子育て支援部 管理課
	保育所、学校園と民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	学校園・地域の連携	各学校園の実態に応じ、定期的に連絡会を持つなど学校と地域の連携に努めた。また、必要に応じて、民生委員・児童委員、主任児童委員との情報共有の場を設け、地域で見守る体制づくりを行った。		継続	教育委員会 事務局 生活指導G

(3) 地域におけるネットワークの強化

区要保護児童対策地域協議会の機能強化

主な提案	・区要保護児童対策地域協議会が活発に活動している区の事例を共有するなど、その機能を高める取り組みを積極的に行っていく。また、参加する関係機関の対応力や専門性を強化するための取り組みを実施していく必要がある。 ・区要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議の開催にあたっては、多角的な視点から支援計画について検討できるよう、当該ケースに関わる可能性のある様々な部署や関係機関の参画を求める必要がある。					
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
区要保護児童対策地域協議会の機能強化	区要保護児童対策地域協議会の機能強化	要保護児童対策地域協議会機能強化事業	区要対協に、児童虐待に関する専門的知識を持ったスタッフ(弁護士、学識経験者、心理職、ソーシャルワーカー等)を派遣し、継続的な支援を行いスキルアップを図る。・実務者会議全区で282回 ・個別ケース検討会議全区で26回、・専門的研修等市、全区で33回) 計341回延べ341人のスタッフ派遣		継続	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課

地域におけるネットワークの活性化

主な提案	・区子育て支援室が中心となって、こどもや子育て家庭の支援に関わる地域の社会資源の情報を集約し、それぞれの機能や役割分担、連携の状況を一元的に把握することが大切である。そのうえで、地域の社会資源をつなぎ、相互の連携や協働を一層推進させ、地域団体間のネットワークの活性化を図ることが望まれる。 ・こどもの見守りや子育て家庭の支援などにおいて、ネットワークとしてうまく機能している事例について共有するとともに、区の状況に応じて区単位よりも更に身近な地域でのネットワークづくりが進むよう、区子育て支援室が支援していくことが望まれる。 ・こどもや子育て家庭が支援の隙間に陥らないよう、ネットワークに参画するすべての機関が、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護・自立支援などの各段階において、それぞれ果たすべき役割や、他の機関との連携内容が一目でわかるよう整理を行い、可視化したうえで周知と共有化を図る必要がある。					
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
地域におけるネットワークの活性化	地域団体間のネットワークの活性化	要保護児童対策地域協議会の運営及び機能強化	要保護児童等への支援に関わる関係機関(福祉、保健、医療、教育など)を構成員とする要保護児童対策地域協議会を運営し、情報交換のための会議を開催することで、関係機関のスムーズな連携を図り効果的な支援に努めている。また、区要対協に児童虐待に関する専門的知識をもったスタッフ(弁護士、学識経験者、心理職、ソーシャルワーカー等)を派遣し、継続的な支援を行いスキルアップを図る。代表者会議全区で24回 ・実務者会議 全区で364回開催中282回派遣 ・個別ケース検討会議1,441回開催中26回派遣 その他市、区での専門的研修等33回派遣		継続	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課
	関係機関の連携内容の整理と可視化	「関係機関の役割(表)と連携についての関係図」の作成<再掲>	児童虐待対応における関係機関等の主な役割(表)とこどもと子育ての状況に応じた関係機関等の対応図を作成し、大阪市HPに掲載している。		継続	こども青少年局 企画部 経理・企画課 企画G

3 虐待に至った家庭の家族機能の回復と虐待を受けたこどもの自立支援

(1)家庭支援の充実

虐待に至った保護者の地域における支援

主な提案	・虐待に至った保護者の支援にあたっては、区要保護児童対策地域協議会の場で、ケースの状況に応じて最も適切な見守り支援の中心的な役割を担う機関等を決定したうえで支援計画を作成する必要がある。さらに、ケースの進行状況については、定期的に確認することを徹底する必要がある。					
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
虐待に至った保護者の地域における支援	虐待ケースへの地域の支援	区における実務者会議の定例開催	実務者会議においては、ケースの進行管理、主担当機関の確認、支援方針の見直し、定期的な情報交換を行っている。平成24年度から毎月定例開催とすることで、ケースを総合的に把握し、早期に効果的な支援につなげている。		継続	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課
	区要保護児童対策地域協議会における虐待ケースの進行状況の確認					

親子関係の再構築支援の充実

主な提案	・施設等に入所している子どもとその保護者の状況を定期的かつ的確に把握し、可能なケースについては積極的に家庭復帰を進めていく必要がある。また、親子関係の再構築を進めていくための専任チームをつくるなどこども相談センターの体制を強化する必要がある。 ・比較的軽微な虐待のケースや、施設や一時保護所から子どもを引き取った保護者について継続的に養育指導ができるよう、身近な相談機関である区子育て支援室の体制と機能を強化する必要がある。					
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
親子関係の再構築支援の充実	施設入所児童の家庭復帰の促進	施設入所児童の家庭復帰支援対策の充実	入所施設から家庭復帰した児童、保護者に対しフォローを行い、継続的な支援などケースに応じた対応を行い、虐待の再発防止等を図る。	児童養護施設等を退所し家庭引取りとなる児童等が、安定した家庭への復帰が図れるよう継続した支援を行うため、こども相談センターと入所施設が連携し、それぞれの機能を生かしながら施設入所児童の家庭復帰を支援する。	継続	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課
	区子育て支援室の体制強化	子育て相談や支援の充実<再掲>	区子育て支援室では、児童虐待担当者や保育士、家庭児童相談員等が子どもに関するさまざまな相談に応じているほか、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行っている。	平成24年度に全区に保育士係員を配置し、体制を強化した。	継続	こども青少年局 子育て支援部 管理課

(2) 社会的養護体制の充実

家庭的養護の推進

主な提案	・施設入所による養育が必要な子どもに対し、適切な支援を行うためにも児童養護施設等の入所枠の拡充が早急に必要である。また、入所枠拡充のために地域小規模児童養護施設の整備を、より家庭的な養育環境の整備のために小規模グループケアの整備を促進していくべきである。 ・里親委託を推進するため、引き続き関係団体・機関と連携し、養育里親及び養子里親の開拓や里親の支援に取り組む必要がある。 ・里親に次いで家庭的な養育環境である小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)については、国の動向を見ながら、整備促進のための施策について検討していく必要がある。					
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
家庭的養護の推進	小規模グループケアの整備促進	・ケア単位の小規模化(法にもとづく措置費(入所施設等))	・小規模グループケア 17か所(H27年度) ・地域小規模児童養護施設 8か所(H27年度)	・小規模グループケア 虐待を受けるなど心に深い傷を持つ児童で、手厚いケアを要する児童等を対象として、小規模なグループによりケアを行う。 ・地域小規模児童養護施設 実親の死亡や行方不明等で、長期にわたり家庭復帰が見込めない児童等を対象として、地域の民間住宅等を活用して近隣住民と適切な関係を保ち、家庭的な環境の中で小規模な養育を行い、児童の社会的自立の促進を図る。	継続	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課
家庭的養護の推進	里親の開拓及び支援	里親の開拓及び支援	家庭養護促進協会と連携し、里子紹介記事の掲載。 市民共済会・家庭養護促進協会・里親会・児童福祉施設と連携し、里親相談会を実施(8回) 里親サロンの開催(5か所、述べ43回)、里親研修、里親訪問支援相談員による養育相談の実施(延訪問回数123件)、サポート要員を派遣し、里親家庭の負担軽減(延利用時間1,935時間)		継続	こども青少年局 こども相談センター
家庭的養護の推進	ファミリーホームの整備促進	ファミリーホームの新規開設(法に基づく措置費(入所施設等))	27年度の新規開設は無し ・ファミリーホーム [9か所(H26年度) 9か所(H27年度)]	・ファミリーホーム 家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護されることが適当でない児童に対し、養育者の住居(ファミリーホーム)において、児童の養育を行う。	継続	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課

社会的養護のもとで育ったこどもの自立支援

主な提案	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等において心理療法を必要とするすべてのこどもが適切なケアを受けることができるよう、施設の状況に応じた対応を検討されたい。 ・児童養護施設等においては、長期的な視点で入所児童の退所後を見据えた支援を行う必要があり、こどもの年齢や適性等に応じて、基礎学力の向上支援に加え、進学、就職など多様な進路について選択できるような学習支援も行っていくことが大切である。 ・ソーシャル・スキル・トレーニングなど、社会的自立を支援する事業や就労を支援するための事業について、退所後の支援も含めて総合的に内容の充実を図っていく必要がある。 ・児童養護施設等退所児童の状況の継続的な把握に努め、社会的自立に向けて必要な支援を行うことが必要である。 					
	項目	取組名	平成27年度取組内容(実績)	備考	進捗状況	担当課
社会的養護のもとで育ったこどもの自立支援	児童養護施設等における心理的援助強化の実施	心理的援助強化事業	本市所管の児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設において、児童精神科医や臨床心理士等の専門的見地からの助言を受け、治療的なケアによる児童への心理的援助を行った。	安心安全な生活環境を基礎とした生活場面での治療的養育を行うことで、児童の心身の傷を回復させ将来の自立につなげることを目的とする。	継続	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課
	児童養護施設等における学習支援の実施	施設入所児童の自己肯定感向上による社会人基礎力育成事業	本市所管の児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設に学習指導員を派遣し、入所児童に対し個別・修復的な学習指導を行った。	国制度において、母子生活支援施設入所児童が学習指導の対象となったこと、高校生の塾代等の措置費項目が追加されたことから本市においての事業は平成27年度を持って廃止する。	完了	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課
	一時保護所における学習支援の実施	一時保護所における学習環境の充実	平成27年4月 こども教育専門員(非常勤)採用、事業開始 平成27年7月～ 一時保護所教育協議会を毎月1回実施(市教委との定例会議) 平成27年5月～ こども教育専門員会議を毎月1回実施(森ノ宮一時保護所と平野分室の専門員との連絡会議) 平成27年10月 大阪市統一テスト所内実施 平成27年1月 チャレンジテスト(中1及び中2)所内実施		新規	こども青少年局 こども相談センター
	社会的自立支援の実施	施設退所児童指導事業	・退所を控えたこどもに対する支援(ソーシャル・スキル・トレーニング、職場体験等) ・退所後の支援(相談支援等)	児童福祉施設を退所し就職した児童に適切な指導、助言等を行い、社会生活への適応を容易にすることを目的とする。	継続	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課
	社会的自立支援の実施	施設退所者への居場所・自助活動支援事業	・児童養護施設等を退所した児童が精神的な安定を得られるように、当事者が集える居場所を提供すると共に、自立を支援するための様々な相談事業に取り組んだ。 ・自助活動を支援するための様々なイベント等を通じ、自助グループの形成につながる事業を展開してきた。		継続	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課
	就労支援の実施	児童養護施設の退所予定者等に対する就業支援事業	・退所児童への就職紹介と個別就業指導、職場マッチング(面接指導、企業訪問) ・職場定着支援(就職先・家庭訪問) ・就業斡旋できる企業の開拓	安定した就業が困難な児童養護施設の退所予定者や母子生活支援施設の入所者に、適切な就業環境を与えるための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就労支援を行い、社会的自立を目指す。	継続	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課